

平成 27 年国勢調査結果について

【問い合わせ】 総合戦略課情報政策グループ ☎ 0299-72-0811

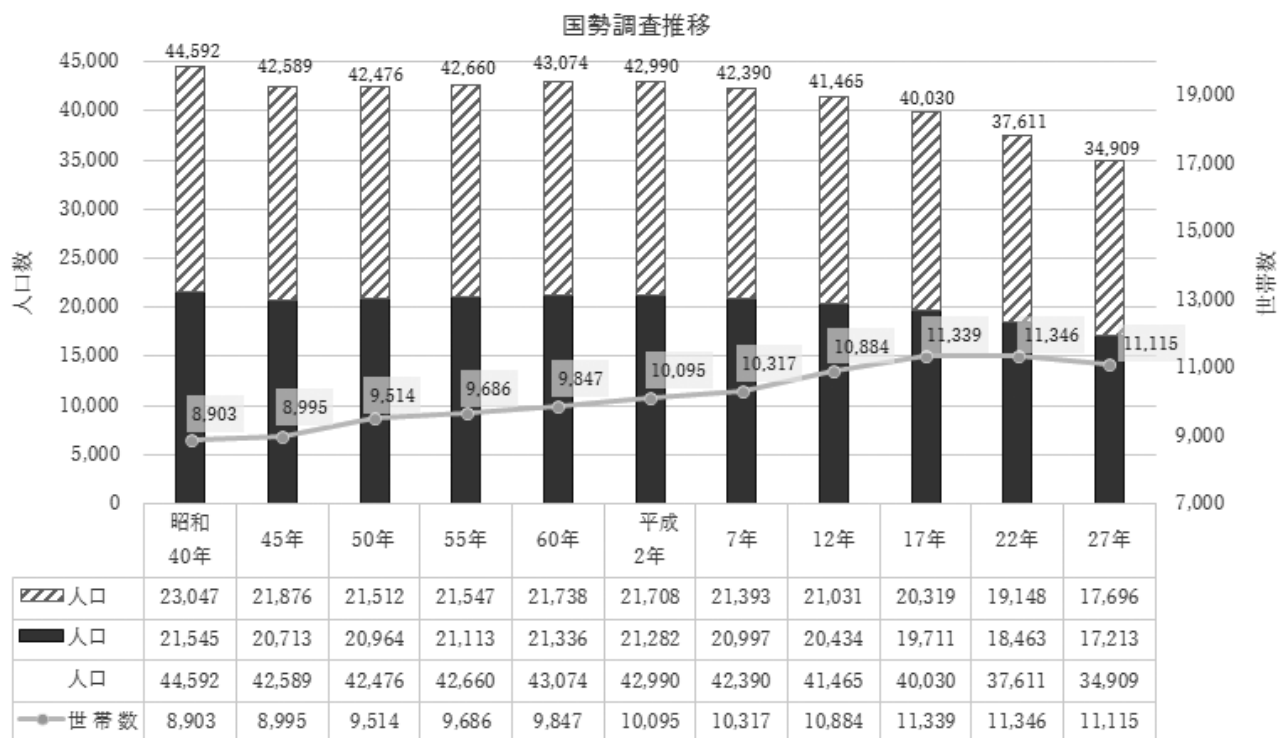
平成 27 年 10 月 1 日を期日として、国勢調査が行われました。皆さまのご協力をいただき、ありがとうございました。調査結果（確定値）が発表されましたので、お知らせします。



人口 34,909 人（男 17,213 人、女 17,696 人）
 麻生地区：13,541 人 北浦地区：9,086 人 玉造地区：12,282 人
 世帯数 11,115 世帯



前回行われた平成 22 年と比べると、5 年間で人口が 2,702 人減少しました。世帯数は 231 世帯減少となりましたが、平成 12 年からほぼ横ばいといえます。



※平成 12 年以前は、旧麻生町・旧北浦町・旧玉造町の合計で示しています。

平成 22 年～27 年の増減率は▲ 7.1%となっています。人口密度は 1 km²あたり 156.9 人。一世帯あたりの人員は 3.14 人であり、茨城県で 2 番目に多くなっています。

国勢調査は大正 9 年から 5 年ごとに実施されており、平成 27 年で 20 回目となりました。日本の人口や世帯の実態を明らかにするため、調査が行われています。

調査結果は、少子高齢化対策、防災対策、地域創生などの重要課題に対する施策に活用されます。一般の方にも利用できるように、総務省のホームページで公表されておりますので、ご興味のある方はご覧ください。

▶総務省ホームページ <http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/>

年末年始ごみ収集・一般ごみの受け入れについて

環境課（北浦庁舎） ☎ 0291-35-2111
環境美化センター ☎ 0299-72-1853

12/23 (金) (天皇誕生日)	玉造地区の燃えるごみの収集日 ※燃えるごみ以外は、収集しません (美化センター休業日)
12/28 (水)	北浦地区（ごみ収集最終日）
29 (木)	麻生地区（ごみ収集最終日）
30 (金)	玉造地区（ごみ収集最終日） 【美化センター】一般受付：午前 11 時まで
12/31 (土) ～ 1/3 (火)	美化センター休業期間
4 (水)	北浦地区（ごみ収集開始日） 【美化センター】一般受付：午前 9 時から
5 (木)	麻生地区（ごみ収集開始日）
6 (金)	玉造地区（ごみ収集開始日）



12月19日(月)～30日(金)、
美化センターは相当の混雑が
予想されます。年末の大掃除
等によるごみは、できる限り
お早めに搬入されますようご
協力をお願いします。

年末年始の休業、休館のお知らせ

市役所	12/29 (木) ～ 1/3 (火) ※死亡届に伴う埋・火葬許可証の発行は行 いますので、事前にご連絡ください。
公民館	12/29 (木) ～ 1/3 (火)
図書館	12/29 (木) ～ 1/3 (火)
麻生運動場 北浦運動場 玉造運動場	12/28 (水) ～ 1/4 (水)
麻生衛生センター	12/31 (日) ～ 1/4 (水)
玉造有機肥料 供給センター	12/31 (日) ～ 1/4 (水)
資源ごみ(紙類) ストックヤード の閉鎖について	通常は土日のみ開設していますが 12/31 (土) と 1/1 (日) は閉鎖とな ります
あそう温泉 「白帆の湯」	年末年始は休まず営業 ※ 12/28 (水) 1/11 (水) 休館 1/4 (水) 営業
天王崎観光 交流センター 「コテラス」	1/1 (日) のみ休館
北浦荘	年末年始は休まず営業 ※ 12/26 (月) 1/10 (火) 休館
霞ヶ浦 ふれあいランド	12/29 (木) ～ 12/31 (土) ※元日は 6:00 ～ 12:00 タワー のみ営業 (2 日から通常営業)
観光物産館 こいこい	12/31 (土) 9:00 ～ 15:00 営業 1/1 (日) 休館 1/2 (月) 1/3 (火) 9:00 ～ 16:00 営業

平成 29 年行方市新成人が行う社会貢献のご案内 「私にもできること～アジア・アフリカの子どもたちに楽器を贈ろう」

このたび、平成 29 年 1 月 8 日 (日) に開催される成人式に向けて、市立中学校同窓会役員を中心に、行方市成人式実行委員会を結成しました。

私たち新成人は、家族や学校の先生、そしてふるさと行方市の方々に支えていただき、ここまで成長することができました。

成人式実行委員会では、今までお世話になった方々への感謝の気持ちを何か形にすることはできないかと話し合い、各家庭に眠っている楽器（鍵盤ハーモニカ、リコーダー）を収集し、アジア・アフリカの子どもたちに贈る活動を新成人全員で行うことにしました。これは、成長した一人の大人として、「これからは社会に貢献していく」という決意を表したものです。成長した姿をお見せすることが、何よりのお礼になると考えました。

つきましては、次のとおり収集活動を行いますので、市民の皆さまのご協力をお願いします。

■楽器の種類 鍵盤ハーモニカ、リコーダー

■収集方法 新成人は平成 29 年 1 月 8 日 (日) に成人式会場（行方市文化会館）へ持参してください。

一般市民の方と当日楽器を持参できない新成人は、12 月 1 日 (木) ～ 12 月 28 日 (水) までに各公民館へ届けてください。

※楽器が壊れていないかの確認と、若干の清掃をお願いします。

※楽器を提供できない方のために、募金箱を設置します（楽器の海外への輸送費の一部になります）。

【主 催】平成 29 年行方市成人式実行委員会

【協 力】NGO 茨城の会 社会福祉法人行方市社会福祉協議会

【問い合わせ】生涯学習課（北浦公民館内） ☎ 0291-35-2908



障害をお持ちの方のために

各種手当のお知らせ

社会福祉課 障害福祉グループ(玉造庁舎)

☎0299(55)0111

市では、重度の障害をお持ちの方やその養育者の方が、自宅で安定した生活が送れるように、各種の福祉手当を支給しています。手当の支給を受けるには、市役所の窓口で申請を行い、認定を受ける必要があります。なお、障害の程度や所得等の制限があります。

また、物価の変動に応じて手当額が改定されます。

■特別児童扶養手当

20歳未満で身体や精神に障害のある児童を、在宅で養育している父母等に支給されます。

★障害程度

○身体障害者手帳1級、2級、3級
および4級の一部(下肢障害)の
身体障害

○療育手帳(A)、A、B程度の知的障害または同程度の精神障害

★支給額 1級 51,500円(月額)
2級 34,300円(月額)

■障害児福祉手当

20歳未満の在宅の重度障害児で、日常生活が著しく制限され、介護を必要とする状態の方に支給されます。

とする状態の方に支給されます。

★障害程度

○身体障害者手帳1級程度の身体障害
○療育手帳(A)程度の知的障害
○精神保健福祉手帳1級程度の精神障害

★支給額 14,600円(月額)

■在宅障害児福祉手当

20歳未満の在宅の重度障害児を養育している父母等に支給されます。ただし、障害児福祉手当の受給者は除きます。

★障害程度

○身体障害者手帳1級、2級
○療育手帳(A)、A
○精神保健福祉手帳1級
○特別児童扶養手当1級の受給対象児

★支給額 3,000円(月額)

■特別障害者手当

20歳以上の在宅の重度障害者で、日常生活が著しく制限され、常時特別な介護を必要とする状態の方に支給されます。

★障害程度

○身体障害者手帳1級程度の身体障害
○療育手帳(A)程度の知的障害
○精神保健福祉手帳1級程度の精神障害

★支給額 26,830円(月額)

障害者手帳の申請について

社会福祉課 障害福祉グループ(玉造庁舎)

☎0299(55)0111

心身に障害をお持ちの方は、障害者手帳を取得することによって、いろいろな福祉サービスを受けることができます。手帳の申請と、福祉サービスの主な内容についてお知らせします。

■障害者手帳の申請方法

◆身体障害者手帳
申請書、身体障害者診断書・意見書、写真2枚

※申請書、診断書・意見書(障害の内容により診断書が別)は各庁舎にあります。

◆精神保健福祉手帳

申請書、精神保健福祉手帳用診断書(初診日から6月経過後)、写真1枚
※申請書、診断書は各庁舎にあります。また、自立支援医療(精神通院)受給者証の申請書類もあります。

◆療育手帳

知的障害児(者)に交付されます。申請には児童相談所(18歳未満)または知的障害者更生相談所での面談等が必要になります。

▼児童相談所鹿行児童分室

☎0291・33・4119

▼知的障害者更生相談所

☎029・221・4150

■福祉サービスの主な内容

◆医療、補装具の援助
医療福祉費(マル福)の助成【重度の方】、補装具の支給

◆日常生活の援助

日常生活用具の支給【ストマ、ネブライザー等】、住宅改修費・住宅リフォーム費の助成、移動支援、日中一時支援、通所介護、点字図書給付・手話奉仕員派遣、身体障害者補助犬給付等

◆年金・手当・共済制度

障害基礎年金、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、在宅障害児福祉手当、難病患者福祉見舞金、心身障害児扶養共済制度等

◆社会参加の促進

心の健康相談、訪問理美容サービス、障害者福祉タクシー券支給、障害者地域活動支援センター利用、自動車改造費用助成等

◆税金・公共料金等の割引等

所得税・住民税の控除、自動車税または軽自動車税の減免、交通機関の割引利用、有料道路通行料金の割引、NHK受信料の減免、各施設入場料の減免・割引等

※障害の程度や内容、所得の有無によりサービスの内容が異なります。

知的障害者相談日のお知らせ

社会福祉課 障害福祉グループ（玉造庁舎）

☎0299（55）0111

知的障害者の巡回相談が次の日程で行われます。

■日時

1月25日（水）

受付…午前10時～午後2時30分

■場所

玉造保健センター

■申込先

社会福祉課障害福祉グループ（玉造庁舎）

■申込先

☎0299・55・0111

または茨城県福祉相談センター

☎029・221・4150

※相談される場合には、必ず予約をしてください。



市営住宅の入居者を募集します

都市建設課（玉造庁舎）

☎0299（55）0111

次のとおり市営住宅の入居者を募集します。

◆みなみ原団地

所在地 青沼841・14

間取り 3LDK 構造 RC造

募集戸数 3戸

■応募資格

次の①～④のすべての要件に該当する方

①単身入居以外の方で現在住宅に困っている方

②市税等を滞納していない方

③条例で定める基準内の収入である方

（例）一般世帯の場合（1世帯の合計所得額・控除額）÷12≦15万8千円以下

④入居予定者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと

■申込方法

所定の申込書に必要事項を記入し、必要書類を添付し、都市建設課（玉造庁舎）に提出（申込書は市のホームページ）

ジからもダウンロードできます。

■必要書類

①住民票（入居しようとする家族全員の記載のあるもの）

②収入等を証明する書類（収入のある方全員の最新の課税証明書、源泉徴収票、確定申告書の写しなど）

③未納がないことを証明できる書類（納税証明書）

その他申し込み状況により、上記以外で必要な書類があるときは追加で提出していただきます。

■申込期間

12月19日（月）～12月28日（水）

※土日祝日を除く。

※この期間に申し込みが難しい方は、19日以前でも受付をします（28日以降は受付できません）。

■入居者の選考

市営住宅管理条例第8条により入居者選考委員会を行い入居者を決定します。

注意しましょう！

あなたの土地が狙われています！

茨城県生活環境部廃棄物対策課

☎029（301）3033

悪質な業者から金銭や甘い言葉（うまい話）で土地利用を求められ、安易に同意してしまった結果、大切な土地に廃棄物を不法投棄されたり、質の良くない残土などを埋め立てられる事案が発生しています。

こうした被害を防ぐためには、「うまい話があっても、安易に土地を貸さない」という意思を持つことが必要です。

また、遊休地にいつの間にか不法投棄されていたという事例もあります。道路から奥まった人目につきにくい土地、手入れが行き届かない土地などが狙われています。定期的な見回り、進入防止柵や不法投棄禁止などの警告掲示板の設置が有効です。

※不法投棄・野焼きを見つけたら
不法投棄110番

（☎0120・536・380）へ



平成29・30年度入札参加資格 審査申請のご案内

財政課（麻生庁舎）

☎0299（72）0811

■建設工事、建設コンサルタント業務 等

茨城県入札参加資格電子申請システムを利用して、茨城県と共同受付を実施します。

詳しくは、茨城県ホームページ↓土木本部監理課↓建設業担当ホームページ又は行方市ホームページ↓産業事業者向けお知らせをご覧ください。

【受付期間】

1月12日（木）～2月3日（金）

■物品調達等（物品の製造、販売または役務の提供）

市において申請の受付を行います。詳しくは、行方市ホームページ↓産業事業者向けお知らせをご覧ください。

【受付期間】

1月12日（木）～2月3日（金）

12月4日から10日までは 人権週間です

総合窓口課（玉造庁舎）

☎0299（55）0111

国連総会で、毎年12月10日が「人権デー」と定められました。

法務省と全国人権擁護委員連合会では、12月4日から10日までを「人権週間」として、さまざまな人権啓発活動を行います。

人権は、自分と同じように他の人にもあることを考え、お互いに相手の立場を考え、豊かな人間関係をつくりましょう。

年末年始に、年次有給休暇の 計画的な活用を！

茨城労働局雇用環境・均等室

☎029（277）8295

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のために、年次有給休暇を計画的に活用しましょう。

茨城労働局では、「プラスワン休暇」の取得を推進しています。

年末年始休暇に休みを1日プラスして、さらに充実した連続休暇にしませんか。

第2弾 ふるさと納税お礼品用化粧箱 作製しました！

本市では、全国に市の魅力を発信するとともに、施策の拡充を図るために、ふるさと納税、特にお礼品の質量拡充に力を入れています。

お礼品の拡充にあたり、お礼品を出品したいという方から「出品したいけど送付用の箱がない！」という声にお応えして、昨年、ふるさと納税お礼品送付用化粧箱（絵手紙風）を作製しましたが、この度、バリエーションを増やすため、第2弾の化粧箱（「なめがた郷土かるた」をモチーフ）を作製しました。

ふるさと納税参加事業者のみならず、広く一般市民の皆さまにも、この化粧箱の活用による「行方市」PRを担っていただきたく頒布します。ご家族・ご親戚・ご友人等に野菜などの贈答といったシーンに活用されてはいかがでしょうか？

【購入方法】

市役所各庁舎でお求めいただけます。

麻生庁舎（総合戦略課）、北浦・玉造庁舎（総合窓口室）



価格：1枚 200円

サイズ：縦40cm×横24cm×高さ14cm

デザイン：【原画】菅谷千明・京子さんご夫妻（浜）

題字：松金もと子さん（西蓮寺）

※箱は長方形バージョン、手持ちバージョンの2形態に変形できます。

【問い合わせ】総合戦略課（麻生庁舎） ☎0299-72-0811（内線365、366）

12月1日から 潮来～行方～鹿嶋広域路線バス「鹿行北浦ライン」が おトクに便利に変わります。

【問い合わせ】行方市地域公共交通協議会事務局（総合戦略課内） ☎ 0299-72-0811

広域路線バス「鹿行北浦ライン」につきましては、これまでの試験運行の結果を踏まえ、12月1日から運行時刻を改正するとともに、お得な回数券、1日周遊券を発売します。

運行時刻につきましては、始発便を鹿島大野駅5時35分発、最終便を潮来駅20時30分発とすることにより、東京・佐原方面への利便性を向上しました。また、大洗鹿島線との乗継ぎやレイクエコーの講座開催時間にも最適な運行時刻となっております。

回数券につきましては、関鉄グリーンバスが運行する路線バスとの共通利用が可能となっています。また、鹿行北浦ライン限定の1日周遊券は、大人1,000円、小学生500円で1日乗り放題となっており、大変お得になっています。どちらも車内で発売いたしますので、皆さまのご利用を心よりお待ちしております。

「鹿行北浦ライン」時刻表（平成28年12月1日改正）

主要バス停	1便	3便	5便	7便	9便	11便	13便	15便
鹿島大野駅	5:35	8:00	9:30	10:40	13:05	14:10	16:00	19:05
大野出張所前	5:37	8:02	9:32	10:42	13:07	14:12	16:02	19:07
※レイクエコー	5:47	8:12	9:42	10:52	13:17	14:22	16:12	19:17
白鳥の里・かんぼの宿潮来下	6:00	8:25	9:55	11:05	13:30	14:35	16:25	19:30
延方駅	6:10	8:35	10:05	11:15	13:40	14:45	16:35	19:40
水郷潮来バスターミナル	6:20	8:45	10:15	11:25	13:50	14:55	16:45	19:50
潮来駅	6:33	8:58	10:28	11:38	14:03	15:08	16:58	20:03

主要バス停	2便	4便	6便	8便	10便	12便	14便	16便
潮来駅	6:45	9:10	10:40	12:40	14:25	15:30	17:35	20:30
水郷潮来バスターミナル	6:53	9:18	10:48	12:48	14:33	15:38	17:43	20:38
延方駅	7:03	9:28	10:58	12:58	14:43	15:48	17:53	20:48
白鳥の里・かんぼの宿潮来下	7:09	9:34	11:04	13:04	14:49	15:54	17:59	20:54
※レイクエコー	7:25	9:50	11:20	13:20	15:05	16:10	18:15	21:10
大野出張所前	7:35	10:00	11:30	13:30	15:15	16:20	18:25	21:20
鹿島大野駅	7:43	10:08	11:38	13:38	15:23	16:28	18:33	21:28

※レイクエコー・白浜少年自然の家・なめがたファーマーズヴィレッジ中央



12月から「新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）」が始まります

【問い合わせ】介護福祉課 地域包括支援センター ☎ 0299-55-0114

新しい総合事業とは？

団塊の世代の方々が75歳以上になる平成37（2025）年に向けて、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身も自らの持つ能力を最大限に生かして、要介護状態となることを予防することが大切です。そのための仕組みとして、介護保険制度において、「新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）」が創設されました。

本市では、12月1日から、65歳以上の方々の介護予防と日常生活の自立を支援することを目的として、「新しい総合事業」を開始します。

今までと何がどう変わるの？

（1）現在の要支援認定を受けた方が利用できる介護予防サービスのうち、

①訪問介護（ホームヘルプサービス）

②通所介護（デイサービス）

の2つのサービスを「新しい総合事業」として開始しました。

（2）サービス利用の手続きの一部を簡素化しました。

訪問型サービス（ホームヘルプサービス）と通所型サービス（デイサービス）のみを利用する場合は、要支援認定者のほか、要介護認定等を省略して基本チェックリスト（※1）、介護予防ケアマネジメント（※2）により、サービスの利用が必要な方だと判断されると、「事業対象者」（※3）としてサービスを利用できるようになります。

訪問看護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与などの介護予防サービスを利用する場合は、引き続き要支援認定が必要になります。

※1 基本チェックリストとは？

本人の状況を確認するための質問票です。質問は運動機能や栄養状態、もの忘れ等に関するもので25項目あります。

※2 介護予防ケアマネジメントとは？

要介護状態になることを予防するため、適切なサービスが心身等の状況に応じて提供されるよう、必要な援助や調整を行うことです。

※3 「事業対象者」の方のサービスは、平成29年4月から開始します。

◆現在利用されているサービスの内容・料金に変更はありません。



「新しい総合事業」の対象となるのは？

（1）12月1日以降に要支援1、2の新規認定を受けた方で、訪問型サービス、通所型サービスを利用される方

（2）支援1、2の更新認定を受ける方（認定の有効期間の開始が12月1日以降の方）で訪問型サービス、通所型サービスを利用される方

（3）基本チェックリスト、介護予防ケアマネジメントでサービスが必要と認められた「事業対象者」の方
※「事業対象者」となり、「新しい総合事業」によるサービスを利用し始めた後も、必要な時は要介護・要支援認定を申請することができます。

◆現在、訪問介護（ホームヘルプサービス）と通所介護（デイサービス）を利用されている皆さまへのお願い

「新しい総合事業」が開始されることにより、現在の事業者との契約内容が変更になりますので、新たに次の契約を行うようにお願いします。

（１）介護予防ケアプランの作成等に関する契約

地域包括支援センターと結んでいる介護予防支援の契約内容を、新しい総合事業による介護予防ケアマネジメントの契約内容へ変更していただく場合があります。

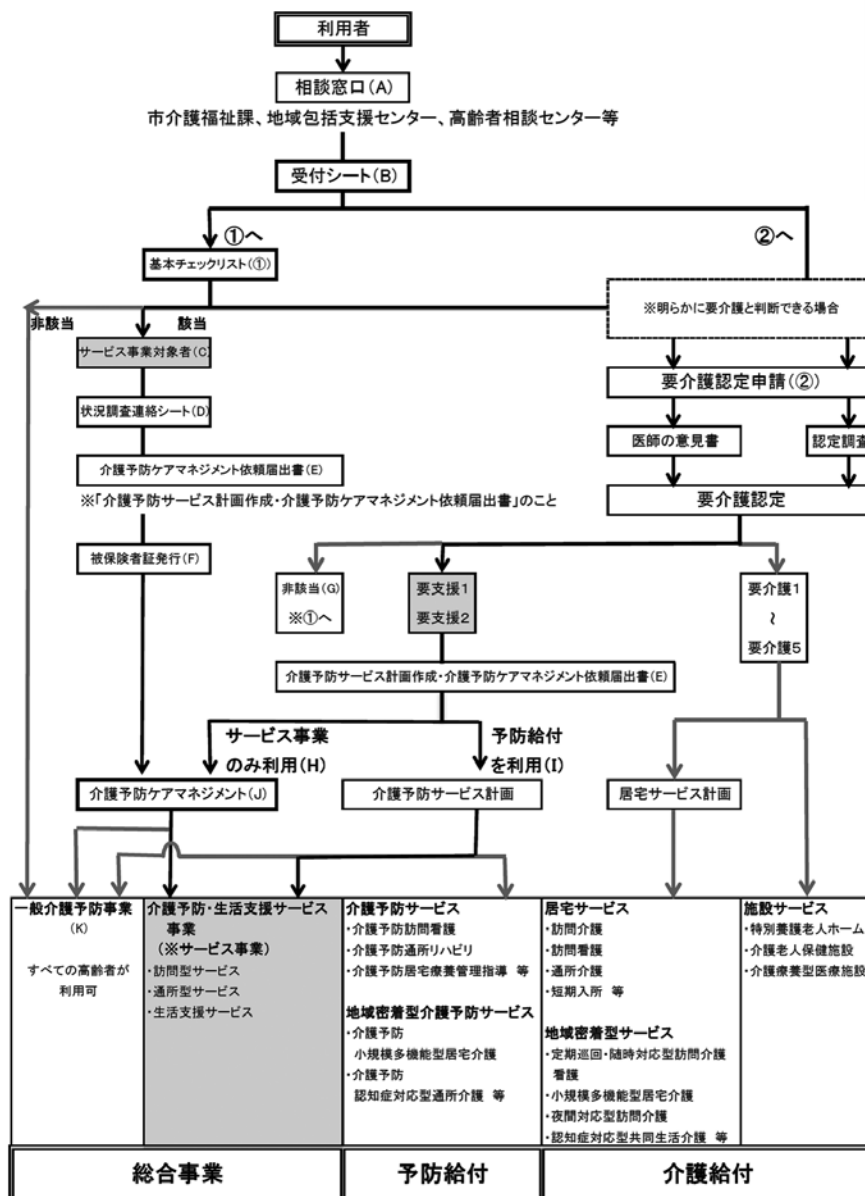
変更になる場合は、担当の地域包括支援センターが契約書等を作成して説明しますので、内容をご確認の上、契約を行うようにお願いします。

（２）サービスに関する契約

現在の介護予防サービス（訪問介護・通所介護）の契約から、「新しい総合事業」によるサービス（訪問型サービス・通所型サービス）の契約へ変更していただくようになります。

サービスをご利用中の事業所が契約書等を作成して説明しますので、内容をご確認の上、契約を行うようにお願いします。

◆行方市 介護サービスの利用手続き



水道加入のご案内

【問い合わせ】水道課（泉配水場） ☎ 0299-55-1108

市では、すべての市民の皆さまが、安心・安全な水道によって健康で快適な生活を送ることができるよう、整備・普及に努めています。

井戸水の場合、一般細菌等の値が水質検査の基準に適合せず、飲用に適さないこともあります。水道の水は、地下水に含まれるにがりや不純物を取り除き、塩素での殺菌を行っています。

また、水道法により 51 項目の水質基準が定められ、安心して飲めるよう厳しい検査を経て、皆さまに供給されます。まだ水道に加入されていない方は、安心して利用できる水道への加入をご検討いただきますようお願いいたします。

■加入金

口径	加入金
20mm	162,000 円
25mm	226,800 円
30mm	464,400 円
40mm	680,400 円
50mm	1,296,000 円
75mm	3,499,200 円
100mm	その都度管理者が定める

■手数料

種類	手数料
設計審査手数料	1,080 円
工事検査手数料	1,080 円

■水道料金

用途	基本料金（1 カ月につき）		超過料金	
	水量	料金	1 m ³ につき	
一般用	使用水量 10m ³ まで	2,100 円	210 円	—

■メーター使用料

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	45mm	50mm	75mm ～
1 カ月につき	92 円	123 円	154 円	174 円	257 円	1,748 円	2,468 円

※水道引き込み工事には、別途費用がかかります。

シリーズ 国民健康保険

高額療養費制度とは

高額療養費制度とは、病気やケガをした時の医療費が一定額（自己負担限度額）以上かかった場合に、その一定額を超えた部分が支給される制度です。

Q 高額療養費の対象になるものは？

A 対象になるものは、保険が適用される診療費用（検査費、手術費、薬代など）に限られます。入院時の食事代や差額ベッド代、保険適用外の先進医療の費用などは、対象になりません。

Q 月をまたいで入院した場合、合算して高額療養費を請求できる？

A 高額療養費制度は、医療機関が国保に医療費を請求する「レセプト（診療報酬明細書）」を使って、窓口でかかった費用を把握しています。このレセプトに合わせて高額療養費も毎月 1 日～末日単位で計算することになっているため、月をまたいで入院した場合も、月ごとの計算になってしまいます。

Q 支給申請はいつまで行える？

A 高額療養費の支給を受けられるのは、診療を受けた月の翌月 1 日から 2 年間です。この期間を過ぎてしまうと、支給を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

【問い合わせ】国保年金課（玉造庁舎） ☎ 0299-55-0111

税金のお知らせ

口座振替納税の方は預貯金残高の確認をお願いします

今月の税金

○市県民税 第4期
○国民健康保険税 第6期
納付期限（口座振替日）は
12月26日です。

市税の口座振替日は各税目の納期限日です。

■平成28年度 納期未到来分

税目	期別	納期限日（口座振替日）
市県民税	4期	12月26日
国民健康保険税	6期	12月26日
	7期	1月31日
	8期	2月28日
	9期	3月31日

振替ができなかった市税の再振替は行いませんので、振替日の前日までに預貯金残高の確認をお願いします。

残高不足等により振替不能になり、その後も納付できない場合には「滞納」になり、督促手数料や延滞金が加算されることがありますのでご注意ください。

不動産公売を3月に実施予定

市では、入札方式による差押不動産の公売を実施します。現在、3月に実施する予定で準備を進めています。

詳しい内容は、市報1月号・2月号に掲載する予定になっておりますので、そちらをご覧ください。また、公売が近くなりましたら、市ホームページ上や市役所各庁舎に配置した公売広報でもご覧いただけます。

茨城租税債権管理機構による不動産公売案内

茨城租税債権管理機構では、一般の方も参加できる入札により不動産を公売しますので、ぜひ参加してみたいかですか。

午後0時50分から受付を開始し、午後1時から入札についての説明を行います。下記のホームページにアクセスしていただければ、詳しい内容がご覧いただけます。

また、ご質問等がございましたら、問い合わせ先までご連絡ください。

◆公売日時 1月10日（火）午後1時20分～午後2時

◆場所 茨城県水戸合同庁舎2階大会議室（水戸市柵町1-3-1）

◆公売対象不動産

●売却区分番号 28-149 見積価額 2,500,000円 公売保証金 250,000円

財産の表示（登記簿による表示）

【土地】

1) 所在 芹沢字原山 地番 929番180 地目 宅地 地積 544.76㎡

【建物】

2) 所在 芹沢字原山929番地180 家屋番号 929番180 種類 居宅

構造 木造瓦葺平家建 床面積 113.44㎡

以上 登記簿による表示

◆その他 中止になる場合があります。

【問】茨城租税債権管理機構 ☎ 029-225-1221 FAX 029-225-1600

ホームページ <http://www.ibaraki-sozei.jp/>

問い合わせ 収納対策課（麻生庁舎） ☎ 0299-72-0811